

急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 2 8 8 号

生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付要項の一部を改正する要項を次のとおり定める。

平成 2 5 年 3 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付要項の一部を改正する告示
 生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付要項(平成 2 2 年熊本県告示第 9 1 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項第 1 号中「外国人登録証明書」を「在留カード又は特別永住者証明書の写し」に改める。

第 5 条第 1 項中「申請者の居住地において」を「申請者が申請を行った日の属する年度の 4 月 1 日において申請者の居住地に」に改める。

附 則

- 1 この要項は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要項の施行の際現に改正前の生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付要項の規定により提出されている貸付申請書その他の書類は、改正後の生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付要項の規定により提出された貸付申請書その他の書類とみなす。

熊本県告示第 2 8 9 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 1 2 年法律第 5 7 号)第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 5 年 3 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 上天草市

- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 鳩之釜谷(5 2 1-1-0 0 4)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市大矢野町上
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 犬帰(1)-1(5 2 1-1-1 6 7-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市大矢野町上
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 犬帰(1)-2(5 2 1-1-1 6 7-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市大矢野町上
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
鳩の釜 (D) - 1 (5 2 1 - 1 - 1 6 8 - 1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
鳩の釜 (D) - 2 (5 2 1 - 1 - 1 6 8 - 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
鳩の釜 (D) - 3 (5 2 1 - 1 - 1 6 8 - 3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
犬帰 (2) - 1 (5 2 1 - 1 - 1 6 9 - 1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
犬帰 (2) - 2 (5 2 1 - 1 - 1 6 9 - 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (9) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
犬帰(2)-3(521-1-169-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (10) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
鳩の釜(B)-1(521-1-170-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (11) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
鳩の釜(B)-2(521-1-170-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (12) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
鳩の釜(B)-3(521-1-170-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (13) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
鳩の釜-1(521-1-171-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地

- (14) ア 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 鳩の釜一 2 (5 2 1-1-1 7 1-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市大矢野町上
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 鳩の釜西 (1) - 1 (5 2 1-1-1 7 2-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市大矢野町上
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 鳩の釜西 (1) - 2 (5 2 1-1-1 7 2-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市大矢野町上
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 鳩の釜西 (2) - 3 (5 2 1-1-1 7 3-3)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市大矢野町上
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 瀬戸平 (5 2 1-1-1 7 4)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市大矢野町上
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 野釜前 - 1 (5 2 1-1-1 7 5-1)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
野釜前-2 (521-1-175-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
野釜前-3 (521-1-175-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
野釜前-4 (521-1-175-4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
野釜前-5 (521-1-175-5)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
野釜前-6 (521-1-175-6)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
野釜前 7（521-1-175-7）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
野釜前（1）-1（521-1-176-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
野釜前（1）-2（521-1-176-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
野釜前（2）（521-1-177）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
七ッ割（1）-1（521-1-178-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
七ッ割（1）－2（521－1－178－2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
七ッ割（1）－3（521－1－178－3）
イ 土砂災害警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
七ッ割（1）－4（521－1－178－4）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
大手原口（1）（521－1－179）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
大手原（2）－1（521－1－180－1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

- イ 大手原 (2) - 2 (5 2 1 - 1 - 1 8 0 - 2)
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大手原 (2) - 3 (5 2 1 - 1 - 1 8 0 - 3)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大手原 (2) - 4 (5 2 1 - 1 - 1 8 0 - 4)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大手原 (2) - 5 (5 2 1 - 1 - 1 8 0 - 5)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大手原 (2) - 6 (5 2 1 - 1 - 1 8 0 - 6)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (40) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大手原 (2) - 7 (5 2 1 - 1 - 1 8 0 - 7)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (41) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大手原上 (4) - 1 (5 2 1 - 1 - 1 8 1 - 1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (42) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大手原上 (4) - 2 (5 2 1 - 1 - 1 8 1 - 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (43) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大手原上 (4) - 3 (5 2 1 - 1 - 1 8 1 - 3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (44) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大手原上 (4) - 4 (5 2 1 - 1 - 1 8 1 - 4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (45) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大手原 - 1 (5 2 1 - 1 - 1 8 2 - 1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (46) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
大手原－2（521－1－182－2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (47) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
諏訪原（1）－1（521－1－183－1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (48) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
諏訪原（1）－2（521－1－183－2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (49) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
七ッ割（5）－1（521－1－004（人）－1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (50) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
七ッ割り（5）－2（521－1－004（人）－2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (51) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 七ッ割 (5) - 3 (5 2 1 - 1 - 0 0 4 (人) - 3)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市大矢野町上
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (52) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 七ッ割 (5) - 4 (5 2 1 - 1 - 0 0 4 (人) - 4)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市大矢野町上
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (53) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
 鳩の釜 (C) (5 2 1 - 2 - 1 4 6)
 イ 土砂災害警戒区域の所在地
 上天草市大矢野町上
 ウ 土砂災害警戒区域の表示
 エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (54) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 野釜前 (3) - 1 (5 2 1 - 2 - 1 4 7 - 1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市大矢野町上
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (55) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 野釜前 (3) - 2 (5 2 1 - 2 - 1 4 7 - 2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市大矢野町上
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (56) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 七ッ割 (2) (5 2 1 - 2 - 1 4 8)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- ウ 上天草市大矢野町上
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (57) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
七ッ割 (3) - 1 (5 2 1 - 2 - 1 4 9 - 1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (58) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
七ッ割 (3) - 2 (5 2 1 - 2 - 1 4 9 - 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (59) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
七ッ割 (4) (5 2 1 - 2 - 1 5 0)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (60) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大手原上 (1) - 1 (5 2 1 - 2 - 1 5 1 - 1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (61) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大手原上 (1) - 2 (5 2 1 - 2 - 1 5 1 - 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (62) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大手原上 (2) (521-2-152)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (63) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
諏訪原 (2) (521-2-153)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (64) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大手原上 (3) (521-2-154)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (65) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
諏訪原 (3) (521-2-155)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (66) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大手原谷 (1) (521-2-156)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (67) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大手原谷 (2) (521-2-157)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (68) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大手原 (1) (521-2-158)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (69) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大手原谷 (3) (521-2-159)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (70) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大手原谷 (5) (521-2-161)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (71) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大手原谷 (6) - 1 (521-2-162-1)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市大矢野町上
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地

- (72) ア 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 大手原谷 (6) - 2 (5 2 1 - 2 - 1 6 2 - 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上天草市大矢野町上
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (73) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 大手原谷 (7) (5 2 1 - 2 - 1 6 3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上天草市大矢野町上
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (74) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 大手原谷 (8) (5 2 1 - 2 - 1 6 4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上天草市大矢野町上
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (75) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 大手原口 (2) (5 2 1 - 2 - 0 1 0 (人))
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上天草市大矢野町上
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 2 9 0 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 1 2 年法律第 5 7 号) 第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 5 年 3 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 天草市

- (1) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号) 平 (東) (2 0 7 - 1 - 0 0 4)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地 天草市本町新休、本町本
- ウ 土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (2) ア 「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
平（西）（207-1-005）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町新休、本町本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
本（207-1-006）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
宇土野（207-1-007）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
葛子川（207-1-008）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (6) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
大河内（207-1-023）
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (7) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
寺中（南）（207-1-029）

- イ 土砂災害警戒区域の所在地
天草市亀場町亀川
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
寺中 (北) (207-1-030)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市亀場町亀川
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
通山 (207-1-031)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市亀場町亀川
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
食場 (207-1-032)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市亀場町亀川
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
下平床 (207-2-002)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
田原 1-1 (207-2-003-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
田原 1－2（207－2－003－2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (14) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
田原 2（207－2－004）
イ 土砂災害警戒区域の所在地
天草市本町本
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
蔭林（207－2－005）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
松の塚川（松の塚川 1）（207－2－006）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
松の塚川（松の塚川 2－1）（207－2－007－1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

- イ 松の塚川（松の塚川 2-2）（207-2-007-2）
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 - (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
松の塚川（松の塚川 2-3）（207-2-007-3）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 - (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
二又（207-2-008）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 - (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
下鶴 1（207-2-009）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 - (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
下鶴 2（207-2-010）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
 - (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
下鶴 3（207-2-011）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
中鶴-1 (207-2-012-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
中鶴-2 (207-2-012-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
すあみだ川 (207-2-013)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
鶴 (207-2-014)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本町本
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
半河内 (207-1-032)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
荒田橋西 1（207-2-035）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
荒田橋西 2-1（207-2-036-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
荒田橋西 2-2（207-2-036-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
荒田橋西 3-1（207-2-037-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
荒田橋西 3-2（207-2-037-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 戸田代橋西 1-1 (207-2-038-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市本渡町本渡
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 戸田代橋西 1-2 (207-2-038-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市本渡町本渡
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 戸田代橋西 2 (207-2-039)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市本渡町本渡
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 半河内東 (207-2-040)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市本渡町本渡
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 半河内西 (207-2-041)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市本渡町本渡
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
戸田代橋西 3 (207-2-042)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (40) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
黒仁田 1 (207-2-043)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (41) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
黒仁田 2-1 (207-2-044-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (42) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
黒仁田 2-2 (207-2-044-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (43) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
黒仁田橋横 (207-2-045)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (44) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
戸田代橋北 (207-2-046)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- ウ 天草市本渡町本渡
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (45) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
戸田代口-1 (207-3-029-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (46) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
戸田代口-2 (207-3-029-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (47) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
戸田代 1 (207-3-030)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (48) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
戸田代 2 (207-3-031)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (49) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
半河内口-1 (207-3-032-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (50) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
半河内口 2 (207-3-032-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (51) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
半河内中 (207-3-033)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (52) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
半河内西右岸 (207-3-034)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (53) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
黒仁田口 1 (207-3-035)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (54) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
黒仁田口 2 (207-3-036)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 2 9 1 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 5 年 3 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 宇土市

- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 中村川 1（2 2 1 - 1 - 0 3 3）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇土市住吉町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 中村川 3（2 1 1 - 1 - 0 3 4）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇土市住吉町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 中村川 2（2 1 1 - 1 - 0 3 5）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇土市住吉町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (4) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
 笠岩川 1（2 1 1 - 1 - 0 3 6）
 イ 土砂災害警戒区域の所在地
 宇土市住吉町
 ウ 土砂災害警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 長部田川（2 1 1 - 1 - 0 3 7）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 宇土市住吉町、網津町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
中作 (2 1 1 - 1 - 0 1 4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市戸口町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
堤 (2 1 1 - 1 - 0 3 3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市住吉町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
笠岩 (A) (2 1 1 - 1 - 0 3 4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市住吉町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
川内 (A) (2 1 1 - 1 - 0 3 8)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市住吉町、網津町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
西原 (2 1 1 - 2 - 0 1 5)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
宇土市戸口町、下網田町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び宇城地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成25年3月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成25年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	満越城本線	上天草市大矢野町中字東亀の迫 8319番7地先から 同所 8319番1地先まで	82.4	単道改
		上天草市大矢野町中字東亀の迫 8292番7地先から 同所 8292番2地先まで	47.0	

2 供用を開始する期日 平成25年3月27日

熊本県告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成25年3月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成25年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	高森波野線	阿蘇市波野大字滝水字久保 298番1地先から 同所 303番5地先まで	178.6	単道改

2 供用を開始する期日 平成25年3月28日

熊本県告示第294号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成25年3月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成25年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	阿蘇一の宮線	阿蘇市宮地字塩塚 3991番5地先から 同所 3975番1地先まで	107.0	やさみち交1地

2 供用を開始する期日 平成25年3月26日

熊本県告示第 2 9 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 5 年 3 月 2 6 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 3 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡芦北町湯浦 1 2 4 番 1 地先から 同所 1 3 0 番 1 5 地先まで	115.0	やさみち 交 1 地

2 供用を開始する期日 平成 2 5 年 3 月 2 6 日

熊本県告示第 2 9 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 5 年 3 月 2 6 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 3 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	田浦港線	葦北郡芦北町大字小田浦字和田 3 3 3 5 番 4 地先から 同所 3 3 5 3 番 5 地先まで	187.0	一括道路

2 供用を開始する期日 平成 2 5 年 3 月 2 6 日

熊本県告示第 2 9 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 5 年 3 月 2 6 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 3 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	一勝地神瀬 線	球磨郡球磨村大字一勝地丁字下 村 1 1 4 1 番地 1 地先から 同所 1 1 3 3 番地 5 地先まで	216.0	受託合併 工事

2 供用を開始する期日 平成 2 5 年 3 月 2 6 日

熊本県告示第 2 9 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 5 年 3 月 2 6 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 3 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	幸野染田線	球磨郡湯前町字上長岡 3631番地1地先から 同所 3631番地1地先まで	55.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成25年3月26日

熊本県告示第299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年3月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	人吉水俣線	人吉市中神町字小柿字古屋敷 1217番地1地先から 人吉市中神町字大柿字湯ノ谷 1169番地50地先まで	180.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成25年3月26日

熊本県告示第300号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年3月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	和仁山鹿線	山鹿市城字古閑ノ下 1500番3地先から 山鹿市城字鬼天神 1387番1地先まで	132.0	全防改

2 供用を開始する期日 平成25年3月26日

熊本県告示第301号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年3月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	八代郡氷川町宮原字栄久 30番1地先から 同所 16番1地先まで	157.0	公安統合
主要地方道	八代鏡宇土線	八代市海士江町字栢場 2566番1地先から	208.0	緊道整

		八代市千丁町新牟田字拾二町 1 8 5 0 番 2 地先まで		
	八代鏡線	八代市千丁町古閑出字碓道 2 6 2 2 番 1 地先から 同所 2 6 0 2 番 1 地先まで	190.0	地公安
一般県道	鏡宮原線	八代郡氷川町宮原字上宮後 5 4 3 番 1 地先から 同所 5 2 7 番 5 地先まで	113.0	公安統合
	中津道八代線	八代市坂本町坂本字鶴地 4 2 2 8 番 1 3 地先から 同所 4 2 2 8 番 2 2 地先まで	284.0	やさ道交 1 地

2 供用を開始する期日 平成 2 5 年 3 月 2 6 日

熊本県告示第 3 0 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 5 年 3 月 2 6 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 3 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般国道	2 6 8 号	水俣市大字深川字手掛 1 0 7 1 番 1 地先から 同所 1 0 8 7 番 1 地先まで	74.3	単交安通 1 種
主要地方道	人吉水俣線	水俣市市渡瀬字前平 1 5 6 6 番 1 地先から 水俣市市渡瀬字荒山 1 3 5 6 番 2 地先まで	880.5	緊道整 A 特一
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡津奈木町大字福浜字割岩 2 8 5 1 番 3 地先から 同所 2 8 4 6 番地先まで	166.4	単道改
		葦北郡津奈木町大字福浜字合串 4 3 0 4 番 1 3 地先から 葦北郡津奈木町大字福浜字竹迫 4 6 8 8 番 1 9 地先まで	258.0	単道改
		葦北郡芦北町大字海浦字下浦 1 2 4 1 番 2 地先から 同所 1 3 1 5 番地先まで	274.6	緊道整 A 特一
	芦北坂本線	葦北郡芦北町大字宮浦字大久保 2 9 1 番 2 地先から 同所 3 0 4 番 1 地先まで	351.5	単道改
	水俣出水線	水俣市内山 2 6 番 1 地先から 同所 1 6 番 1 地先まで	103.1	単道改

		水俣市長崎字河端 803番1地先から 同所 794番2地先まで	260.9	単道改
一般県道	越小場湯浦線	葦北郡芦北町大字古石字椎木山 417番2地先から 同所 414番5地先まで	80.4	単道改
		葦北郡芦北町大字大川内字大丸 381番4地先から 同所 351番地先まで	150.3	単道改

2 供用を開始する期日 平成 25 年 3 月 26 日

熊本県告示第 303 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 25 年 3 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 3 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	曲手原水線	菊池郡菊陽町大字曲手字西原 501番1地先から 菊池郡菊陽町大字曲手字山ノ上 421番1地先まで	前	29.0 ～ 50.0	280.9	旧道引継
		菊池郡菊陽町大字曲手字西原 501番1地先から 菊池郡菊陽町大字曲手字山ノ上 443番1地先まで		14.0 ～ 31.6		
		菊池郡菊陽町大字曲手字西原 501番1地先から 菊池郡菊陽町大字曲手字山ノ上 421番1地先まで	後	29.0 ～ 50.0	280.9	

2 区域を変更する期日 平成 25 年 3 月 31 日

公 告

熊本県公告第 180 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 25 年 3 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	東牟田（八代市）	平成 21 年 2 月 10 日	平成 25 年 3 月 8 日	熊本県

熊本県公告第 181 号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品

等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び
 熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第1
 1条の規定により、次のとおり公告する。
 平成25年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成25年度熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課電子県庁管理班
郵便番号862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年3月8日
- 4 落札者の名称及び所在地
西日本電信電話株式会社 熊本支店
熊本市中央区桜町3番1号
- 5 落札金額
113,704,500円（うち消費税及び地方消費税の額5,414,500円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成25年1月25日

熊本県公告第182号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品
 等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び
 熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第1
 1条の規定により、次のとおり公告する。
 平成25年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
熊本県総合行政ネットワーク幹線系通信回線サービスの調達 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課電子県庁管理班
郵便番号862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年3月12日
- 4 落札者の名称及び所在地
西日本電信電話株式会社 熊本支店
熊本市中央区桜町3番1号
- 5 落札金額
6,029,415円（うち消費税及び地方消費税の額287,115円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成25年1月29日

熊本県公告第183号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品
 等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び
 熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第1
 1条の規定により、次のとおり公告する。
 平成25年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
熊本県総合行政ネットワーク支線系（県内分）通信回線サービスの調達 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課電子県庁管理班
郵便番号862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年3月12日
- 4 落札者の名称及び所在地
九州通信ネットワーク株式会社
福岡市中央区天神一丁目12番20号
- 5 落札金額
4,418,988円（うち消費税及び地方消費税の額210,428円）

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成25年1月29日

熊本県公告第184号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により平成24年10月17日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により人吉市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成25年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパー・キッド人吉店
人吉市瓦屋町柳川1843
- 2 人吉市の意見の概要
 - (1) 灯油を販売する場合、販売所からの排水等の適切な処理を要望する。
 - (2) 車両の通り抜けるができないよう車止めの設置を要望する。
 - (3) 環境保全に関する各種法令の規定を遵守するとともに、所在地住民の生活環境の保全に配慮すること。特に以下の3点について要望する。
 - ア 騒音、振動、悪臭、粉じん及び周辺水路の汚濁等の防止並びに廃棄物の適正な処理に努め、特に深夜帯での荷さばきの際には、騒音等により周辺住民に迷惑をかけないようにすること。
 - イ 騒音規制法、振動規制法及び熊本県生活環境の保全等に関する条例で定める特定施設を設置する場合は、所定の届出を行うとともに、規制基準を遵守すること。
 - ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び人吉市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例を遵守し、事業活動に伴い生じた廃棄物を適正に保管、処分すること。
 - (4) 搬入車両には、交通ルールの遵守を徹底させること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び球磨地域振興局総務部総務振興課
平成25年3月26日から平成25年4月26日まで

熊本県公告第185号

菊池市に事務所を置く泗水町土地改良区理事長古庄廣美から平成25年3月6日付けで申請のあった定款の変更については、平成25年3月18日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成25年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第186号

八代市に事務所を置く八代平野北部土地改良区理事長坂田孝志から平成25年3月8日付けで申請のあった定款の変更については、平成25年3月18日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成25年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登載依頼

公告

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）第13条第1項の規定に基づき、八代市環境センター建設事業に関する環境影響評価準備書を作成したので、同条例第15条の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成25年3月26日

八代市長 福島 和敏

- 1 事業者の名称
八代市
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 八代市環境センター建設事業
 - (2) 種類 一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）の設置の事業
 - (3) 規模 134トン／日

- 3 対象事業実施区域の位置
八代市港町地内
- 4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
八代市の一部（対象事業実施区域及びその周辺）
- 5 環境影響評価準備書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 場所
 - ア 八代市役所（環境課、環境センター建設課）
 - イ 八代市役所坂本支所（市民福祉課）
 - ウ 八代市役所千丁支所（市民福祉課）
 - エ 八代市役所鏡支所（市民環境課）
 - オ 八代市役所東陽支所（市民福祉課）
 - カ 八代市役所泉支所（市民福祉課）
 - キ 八代市立図書館
 - ク 郡築公民館
 - ケ 金剛公民館
 - コ 松高公民館
 - サ 麦島公民館
 - シ 八代公民館
 - ス 八代地域振興局（八代保健所）
 - セ 熊本県庁（行政棟新館1階情報プラザ）
 - (2) 期間 平成25年3月26日（火）から平成25年4月25日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 - (3) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 6 意見書の提出
環境影響評価準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者に提出することができる。
- 7 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
 - (1) 提出期限 平成25年5月10日（金）
 - (2) 提出先 〒866-8601 熊本県八代市松江城町1番25号
八代市環境部環境センター建設課
 - (3) 意見書の提出に必要な事項
意見書には次に掲げる事項を記載すること。
 - ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ 意見書の提出の対象である準備書の名称
 - ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載すること。）
- 8 問い合わせ先
熊本県八代市松江城町1番25号
八代市環境部環境センター建設課
電話 0965-33-8773（直通）

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年3月26日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第3号

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の任用に関する規則（昭和46年熊本県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。
第26条第5号中「法令等に定める免許若しくは資格を必要とする職で」を削る。
別表第2を次のように改める。

学芸員	言語聴覚士
児童自立支援専門員及び児童生活支援員	義肢装具士
医師	獣医師
歯科医師	看護師
歯科衛生士	船長
診療あん摩・マッサージ・指圧師	機関長
警察官A（武道指導）及び警察官B（武道指導）	機関士
鑑識技師	航海士
研究員（産業技術分野に係る機械、金属、電気、電子、化学及びデザイン並びに農林水産	無線従事者
	職業訓練指導員
	速記

加工分野に係る化学) 航空操縦士 航空整備士 理学療法士 作業療法士	通訳 身体障がい者のための一般事務、警察事務及び教育事務
法第 5 7 条に規定する単純な労務に雇用される者をもって充てる職（以下「技能労務職」という。）	

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県人事委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成 2 5 年 3 月 2 6 日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会訓令第 1 号

熊本県人事委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程
熊本県人事委員会行政文書管理規程（平成 2 4 年熊本県人事委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。
第 1 9 条中「文書私学局長」を「総務私学局長」に改める。

附 則
この訓令は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員の農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 5 年 3 月 2 6 日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第 4 号

熊本県職員の農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の農林漁業普及指導手当に関する規則（昭和 3 8 年熊本県人事委員会規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 項第 3 号カ中「地域振興局」を「広域本部」に改める。

附 則
この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 5 年 3 月 2 6 日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第 5 号

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 3 2 年熊本県人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。
別表第 2 初任給基準表（その 1）行政職給料表初任給基準表を次のように改める。
別表第 2 初任給基準表（第 6 条関係）
（その 1）行政職給料表初任給基準表

試 験 職 種		学 歴 免 許	初 任 給
正 規 の 試 験	大 学 卒 業 程 度	一 般	1 級 2 5 号 給
	短 期 大 学 卒 業 程 度	一 般	1 級 1 5 号 給
	高 等 学 校 卒 業 程 度	一 般	1 級 5 号 給
	免 許 資 格 職	社 会 福 祉	
保 育 士			1 級 1 5 号 給
	一 般	高 校 卒	1 級 1 号 給
		第 一 級 総 合 無 線 通 信 士	1 級 2 5 号 給
		第 一 級 海 上 無 線 通 信 士	
		第 一 級 陸 上 無 線 技 術 士	
		第 二 級 総 合 無 線 通 信 士	1 級 9 号 給
		第 二 級 海 上 無 線 通 信 士	
	第 二 級 陸 上 無 線 技 術 士		

そ の 他	無 線 従 事 者	第 一 級 陸 上 特 殊 無 線 技 士	
		航 空 無 線 通 信 士	1 級 5 号 給
		第 三 級 総 合 無 線 通 信 士	1 級 1 号 給
		第 三 級 海 上 無 線 通 信 士	
		国 内 電 信 級 陸 上 特 殊 無 線 技 士	
		第 四 級 海 上 無 線 通 信 士	
		第 一 級 海 上 特 殊 無 線 技 士	
		そ の 他 の 資 格	

備考

- 1 試験職種欄に掲げる「正規の試験」及び「その他」の区分並びに正規の試験の区分に掲げる「大学卒業程度」、「短期大学卒業程度」、「高等学校卒業程度」及び「免許資格職」の区分は、別表第6の(その1)行政職給料表級別最低経験年数表の備考第1項及び第2項に定めるところによるものとし、その基準学歴は、大学卒業程度は大学卒、短期大学卒業程度は短大卒、高等学校卒業程度は高校卒、免許資格職における社会福祉の職種は大学卒、保育士の職種は短大卒とする。
- 2 免許資格職の区分の適用を受ける職種に第8条の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、別表第6の(その1)行政職給料表級別最低経験年数表の備考第3項に定めるところによる。
- 3 試験職種欄の「無線従事者」及び学歴免許欄の「その他の資格」については、別表第6の(その1)行政職給料表級別最低経験年数表の備考第4項に定めるところによる。
- 4 無線従事者に第8条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、別表第6の(その1)行政職給料表級別最低経験年数表の備考第4項の規定を準用する。

別表第6級別最低経験年数表(その1)行政職給料表級別最低経験年数表中

「

試 験

を「

試 験 職 種

に、」

高等学校卒業程度	高校卒	0	8	12	16	18	20	を
----------	-----	---	---	----	----	----	----	---

高等学校卒業程度	高校卒	0	8	12	16	18	20	に改
免許資格職	社会福祉	大学卒	0	3	7	11	13	
	保育士	短大卒	0	6	10	14	16	18

め、同表備考第1項及び第2項中「試験欄」を「試験職種欄」に改め、同表備考第2項中「(高等学校卒業程度)及びこれに準ずる正規の試験」の次に「を」を示し、「免許資格職」は、県職員採用試験(免許資格職)及びこれに準ずる正規の試験を加え、同表備考中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 免許資格職の区分の適用を受ける職種の経験年数は、その業務の従事に必要な免許資格取得後の経験年数とする。ただし、免許資格の取得前に職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した場合において、部内他の職員との均衡上特に必要があると認められる場合は、当該年数の一部を経験年数に加えることができる。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。